自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 新旧対

(抄)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号

(傍線部分は改正部分)

| じ。)を設置する者に対し、当該特定建物の特定用途(法第二十条物(法第二十条第一項に規定する特定建物をいう。次項において同第七条(都道府県知事は、法第二十八条第一項の規定により、特定建(報告の徴収) | 務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。おコー、 大イト、 大子ル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイト、 大子ル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイト、 大子ル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイト、 大子ル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイト、 大子ル、料理店、飲食店、 場場、映画館、演芸場、観覧場、 旅館、 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ | (特定用途) 改正案 |
|--|--|------------|
| | | 第一条~第五条 |
| | | 略) |
| | | 現 |
| | | 行 |
| | | |
| | | |

| | 第九条 法第三十六条第一項第一号の政令で定める台数は、三十台と |
|---------------------------------|---------------------------------|
| | (周辺地域内自動車の台数) |
| 2 法第十七条の政令で定める台数は、三十台とする。 | 2 法第三十三条の政令で定める台数は、三十台とする。 |
| 及び粒子状物質排出自動車とする。 | 車及び粒子状物質排出自動車とする。 |
| 第六条 法第十七条の政令で定める自動車は、窒素酸化物排出自動車 | 第八条 法第三十三条の政令で定める自動車は、窒素酸化物排出自動 |
| (対象自動車等) | (対象自動車等) |
| | 封出の批帯のための画處に関する事項 |
| | ŧ |
| | 四の当該事業を行う者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の |
| | 分をいう。)の延べ面積及び位置に関する事項 |
| | 三 当該事業を行う特定部分(法第二十条第一項に規定する特定部 |
| | 二 当該事業の内容 |
| | 一当該事業の開始日 |
| | 報告を求めることができる。 |
| | おいて特定用途に係る事業を行う者に対し、次に掲げる事項に関し |
| | 2 都道府県知事は、法第二十八条第二項の規定により、特定建物に |
| | に関し報告を求めることができる。 |
| | 第十三条第一項において同じ。) の排出の抑制のための配慮の状況 |
| | 自動車排出窒素酸化物等をいう。次項第四号、第十一条第一項及び |
| | 業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等(法第三条第一項に規定する |
| | 第一項に規定する特定用途をいう。次項において同じ。) に係る事 |

す る。

(報告及び立入検査)

第十条 動車 位置を有する対象自動車の台数に関し報告させることができる。 使用する事業者に対し、 (法第三十三条に規定する対象自動車をいう。 都道府県知事は 当該都道府県の区域内にその使用の本拠の 法第四十一条第 項の規定により、 以下同じ。 対象自 を

2 都道府県知事は、 法第四十一条第一項の規定により、 その職員に

対象自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させるこ 対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り

とができる。

第十一条 都道府県知事は、 法第四十一条第二項の規定により、特定

四条第二項において同じ。)に対し、自動車排出窒素酸化物等の排

のの抑制の実施の状況に関し報告させることができる

2 都道府県知事は、 法第四十一条第二項の規定により、その職員に

2

その関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、特定自動車及び

出であって特定自動車 (法第三十三条に規定する特定自動車をいう 事業者 次項並びに第十五条第三項及び第五項において同じ。 (法第三十四条に規定する特定事業者をいう。 次項及び第十)に係るも

報告及び立入検査)

第七条 都道府県知事は、 法第二十条第一項の規定により、特定事業

者に対し、 自動車排出窒素酸化物等の排出であって特定自動 郭車 (法

び第四項において同じ。 第十七条に規定する特定自動車をいう。次項並びに第九条第二項及 に係るものの抑制の実施の状況に関し報

告させることができる

特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、 の関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。 都道府県知事は、 法第二十条第一項の規定により、その職員に、 特定自動車及びそ

| 内自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることが |
|---------------------------------|
| 、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、周辺地域 |
| 2 都道府県知事は、法第四十一条第四項の規定により、その職員に |
| の抑制の実施の状況に関し報告させることができる。 |
| 動車排出窒素酸化物等の排出であって周辺地域内自動車に係るもの |
| 次項及び次条第四項において同じ。) に対し、指定地区における自 |
| 地域内事業者(法第三十七条に規定する周辺地域内事業者をいう。 |
| 第十三条(都道府県知事は、法第四十一条第四項の規定により、周辺 |
| |
| 検査させることができる。 |
| ち入り、周辺地域内自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類を |
| 、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立 |
| 2 都道府県知事は、法第四十一条第三項の規定により、その職員に |
| て運行する回数に関し報告させることができる。 |
| に規定する指定地区をいう。次条第一項において同じ。) 内におい |
| 用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を指定地区(同条第三項 |
| 当該事業者の使用する同項第一号の一の都道府県の区域内にその使 |
| 第一項第二号に規定する主務省令で定めるところにより算定した、 |
| その使用の本拠の位置を有する都道府県別の台数及び法第三十六条 |
| いう。以下同じ。) を使用する事業者に対し、周辺地域内自動車の |
| 地域内自動車(法第三十六条第一項に規定する周辺地域内自動車を |
| 第十二条の都道府県知事は、法第四十一条第三項の規定により、周辺 |

| 7 |
|------|
| できる。 |
| 2 |
| る |
| 0 |
| ı |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

(自動車運送事業者等に関する特例)

は、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」とを使用する事業者である場合における第十条の規定の適用について二号)の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者(以下こ合自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十年法律第百八十三号)の規定によ

により読み替えて適用される法第四十一条第一項」と、「当該都道、「法第四十一条第一項」とあるのは「法第四十三条第一項の規定

のは「対象自動車のその使用の本拠の位置を有する都道府県別」と府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車」とある

「法第四十一条第一項」とあるのは「法第四十三条第一項の規定に、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、

規定の適用については、同条中「都道府県知事」とあるのは「国土2 自動車運送事業者等が特定事業者である場合における第十一条の

より読み替えて適用される法第四十一条第一項」とする。

第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条第二項」と交通大臣」と、「法第四十一条第二項」とあるのは「法第四十三条

3 自動車運送事業者等が周辺地域内自動車を使用する事業者である||する。|

(自動車運送事業者等に関する特例)

第八条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の規定による第二種貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二目動車運送事業者又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条」と、「法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条」とあるのは「法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条の規定の適用については、第六条中「は「国土交通大臣」と、「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十二条第一項の規定による第二条第一項の規定により」とあるのは「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十条第一項」とする。

(権限の委任)

権限の委任)

第十五条 境事務所長に委任する 法第四十五条第 項に規定する環境大臣の権限は、 地方環 第九条 事務所長に委任する 法第二十四条第 項に規定する環境大臣の権限は、 地方環

境

- 2 分に限る。 二条並びに法第四十三条第三項及び第四項(法第三十二条に係る部 法 第四十三条第)に規定する国土交通大臣の権限は、 一項の規定により読み替えて適用される法第三十 事業者の事業場の 2
- 3 法 第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十 3

所在地を管轄する地方運輸局長に委任する

三条から法第三十五条まで、 法第三十六条第一項、 から第四項まで並びに 法第三十七条か

ら法第三十九条まで及び法第四十一条第

項

十二条に係る部分を除く。 法第四十三条第1 二項並びに法第四十三条第三項及び第四項 (法第三)に規定する国土交通大臣の権限は、 対

象自動 管轄する地 車 方運輸局長に委任する。 特定自動車又は周辺地域内自動車の使用の本拠の位置

を

4

第

耳項

の規定により地方運輸局長に委任された法第四十三条第一

頃の規定により読み替えて適用される法第三十二条に規定する国土 交通大臣の権限は 事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部

長又は運輸支局長も行うことができる。

5 条第 動 頃の規定により読み替えて適用される法第三十八条及び法第四十一 車 第三項の規定により地方運輸局長に委任された法第四十三条第一 特 項から第四項までに規定する国土交通大臣の権限は、 定自動車又は周辺地域内自動車の使用の本拠の位置を管轄 対象自

する

運

輸

監

理

部

長又は

運

(輸支局長も行うことができる)

条並びに法

第二十二条第三項

及び第四項 法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十六 に規定する国土交通大臣の権限は、 (法第十六条に係る部分に

限る。 地を管轄する地方運輸局長に委任する 事業者の事業場の所在

条から法第十九条まで及び法第二十条第一項並びに法第二十二条第 法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七

二項並びに法第二十二条第三項及び第四項 を除く。)に規定する国土交通大臣の権限は、 (法第十六条に係る部 特定自動車の使用

本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任する

4 項の規定により読み替えて適用される法第十六条に規定する国土交 又は運輸支局長も行うことができる 通大臣の権限は、 第二項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二条第 事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長

5 国土交通大臣の権限は 項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項に規定する 運 第三項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二条第 輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。 特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する